

# 県教育委員会の対策実施状況

## 鳥取県西部地震に係る県教育委員会の対策実施状況について

### 1 学 校 の 休 校 措 置 等

#### 主な対策等

項 目	実 施 概 要												
学校の休校措置等	<p>実施期間：10月7日～13日</p> <p>内 容：10月6日西部地区県立高等学校長に休校措置の検討指示、西部地区小・中・高・聾・養護学校の休校状況を報道機関へ発表し、その後も休校状況を毎日発表</p> <p>実 績：10月7日（地震発生翌日）の休校数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">休校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">小学校</td> <td style="text-align: center;">60校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中学校</td> <td style="text-align: center;">23校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td style="text-align: center;">11校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">聾・養護学校</td> <td style="text-align: center;">4校</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">98校</td> </tr> </tbody> </table> <p>その後、学校の被害、交通機関等の状況により授業を再開し、10月16日から全ての学校で授業再開</p> <p>そ の 他：10月10日から欠席生徒数、生徒の状況等について毎日調査 10月25日以降、欠席生徒数、生徒の状況等について週1回（月曜日）に報告 高等学校関係の各種会議・研修会の中止、延期の連絡 その後は、余震の発生状況、交通機関の運行状況等により、必要があれば、休校等の措置を検討</p>	区 分	休校数	小学校	60校	中学校	23校	高等学校	11校	聾・養護学校	4校	合 計	98校
区 分	休校数												
小学校	60校												
中学校	23校												
高等学校	11校												
聾・養護学校	4校												
合 計	98校												

#### 主な経過

期 日	実 施 概 要
10/6 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各県立高等学校へ強震に係る指示（安全対策、部活動中止、JR主要駅への教員の派遣、危険個所の報告）</li> <li>○各市町村教育委員会に地震による被害及び学校教育活動状況について調査依頼</li> <li>○西部地区県立高等学校長あて 休校措置の検討指示</li> <li>○西部地区小・中・高・聾・養護学校の休校状況を発表 各家庭への連絡困難な地域もあるため、早急な報道を依頼</li> </ul>
10/7 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 計98校（小学校60校、中学校23校、高等学校11校、聾・養護学校4校）</li> <li>○西部地区各学校へ西部適応指導教室（こすもす教室）の閉鎖を通知</li> <li>○西部教育事務所等の職員12名を地教委・学校に派遣し状況を把握</li> <li>○各高等学校の管理要員待機指示（毎日）</li> </ul>
10/8 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西部地区各県立高等学校へJR、バス、道路状況等、交通情報を提供</li> <li>○10日の授業取扱の決定報告、休校の場合の周知方法の報告等を指示</li> <li>○西部教育事務所等の職員11名を地教委・学校に派遣し、状況を把握</li> </ul>
10/9 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西部地区各県立高等学校へ公共交通機関の状況を情報提供</li> <li>○報道に対し、10日以降の学校の休校措置について情報提供</li> <li>○西部教育事務所等の職員10名を地教委・学校に派遣し、状況を把握</li> </ul>
10/10 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 計18校（小学校12校、中学校4校、高等学校2校）</li> <li>○西部地区各県立高等学校へ公共交通機関の状況を情報提供</li> <li>○報道に対し、11日以降の学校の休校措置について情報提供</li> <li>○西部教育事務所等の職員8名を地教委・学校に派遣し状況を把握</li> </ul>
10/11 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 計11校（小学校7校、中学校2校、高等学校2校）</li> </ul>
10/12 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 計5校（小学校3校、中学校1校、高等学校1校）</li> <li>○西部教育事務所等の職員5名を地教委・学校に派遣し状況を把握</li> </ul>
10/13 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 計4校（小学校3校、中学校1校）</li> </ul>
10/16 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校措置 なし（全ての学校で授業再開）</li> </ul>
10/24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10月25日以降の欠席者等の報告は毎週月曜日とする旨通知</li> </ul>



## 2 学校関係施設の応急危険度判定等

### 主な対策等

項目	実施概要															
県内の教育関係施設の応急危険度判定	<p>実施期間：10月7日～（応急危険度判定は10月8、9、10、11日）</p> <p>内 容：西部地区の学校を訪問し応急危険度判定を実施</p> <p>実 績：小・中学校合わせて15校の応急危険度判定を実施（うち、危険判定1校、要注意判定3校）</p>															
県内の教育関係施設（学校、社会教育・社会体育施設）の被害状況の把握	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県内（特に西部地区）の学校関係施設の被害状況の把握</p> <p>実 績：被害件数及び被害金額</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>件 数</th> <th>被害金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校</td> <td>131 件</td> <td>1,359,595 千円</td> </tr> <tr> <td>社会教育・体育施設</td> <td>104 件</td> <td>136,121 千円</td> </tr> <tr> <td>その他（給食センター等）</td> <td>13 件</td> <td>9406 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>248 件</td> <td>1,505,122 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な被害状況：会見小学校の校舎柱、壁に亀裂多数等（応急危険度判定：危険判定） 根雨高等学校体育館の床組破損、アリーナ傾斜、部室棟の構造部過半の破損棟</p>	区 分	件 数	被害金額	学 校	131 件	1,359,595 千円	社会教育・体育施設	104 件	136,121 千円	その他（給食センター等）	13 件	9406 千円	合 計	248 件	1,505,122 千円
区 分	件 数	被害金額														
学 校	131 件	1,359,595 千円														
社会教育・体育施設	104 件	136,121 千円														
その他（給食センター等）	13 件	9406 千円														
合 計	248 件	1,505,122 千円														

### 主な経過

期 日	実施概要
10/7 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師等5名を県立学校15校へ派遣し被害状況等を確認</li> <li>○県立武道館休館（7日～10日）、予定していた3大会も中止</li> <li>○県営米子屋内プール休館（7日～9日）</li> </ul>
10/8 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師2名を県立学校3校へ派遣し被害状況等を確認</li> <li>○建築技師1名を会見町、岸本町内の公立学校4校へ派遣し、応急危険度判定を実施（会見町、岸本町から調査依頼あり）</li> </ul> <p>【文書通知—各市町村教育委員会教育長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「市町村立学校施設の安全パトロール（応急危険度判定）のための建築技師の応援派遣について」</li> </ul>
10/9 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師1名を名和町、岸本町、淀江町内の公立学校6校へ派遣し、応急危険度判定を実施（名和町、岸本町、淀江町から調査依頼あり）</li> </ul>
10/10 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師1名を西伯町内の公立学校2校へ派遣し、応急危険度判定を実施</li> <li>○公立社会体育施設及び公立学校給食施設等における災害復旧事業調査を各市町村へ依頼</li> </ul>
10/11 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師2名を江府町内の公立学校3校へ派遣し、応急危険度判定を実施</li> </ul>
10/14 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学教授とともに小学校の被害状況確認</li> </ul>
10/15 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学教授とともに小学校の被害状況確認</li> </ul>
10/17 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師等2名を溝口町、日南町内の公立学校4校へ派遣し、被害状況確認と復旧対策についての助言を実施</li> </ul>
10/18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築技師等4名が会見町、西伯町内の公立学校2校を赴き、被害状況確認と復旧対策についての助言を実施</li> </ul>
10/24 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設災害復旧事業市町村説明会を開催</li> </ul>



### 3 文化財関係に係る対策

文化財の被害状況等を把握するため、市町村等の調査支援を実施した。また、国・県の補助金を活用して文化財の復旧工事ができないか、文化庁と逐次協議した。

#### 主な対策等

項目	実施概要																																									
文化財の被害状況等	<p>実施期間：10月8日～</p> <p>内容：文化財関係の被害状況を把握するため、調査を実施 文化施設の資料整理の応援</p> <p>実績：被害件数及び被害金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="2">被害金額(判明しているもの)</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定等</td> <td>13件</td> <td>11件</td> <td>211,243千円</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>5件</td> <td>5件</td> <td>8,120千円</td> </tr> <tr> <td>市町村指定</td> <td>17件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45件</td> <td>16件</td> <td>219,363千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>主な被害状況：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害文化財</th> <th>被害状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定等</td> <td>後藤家住宅</td> <td>土蔵、主屋の壁の剥落など</td> </tr> <tr> <td>県指定</td> <td>高田家住宅</td> <td>建物の床変形、壁の崩落など</td> </tr> <tr> <td>市町村指定</td> <td>米子城跡</td> <td>石垣の崩落、五輪塔の落下など</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>長者ヶ平古墳</td> <td>石室の側壁倒壊など</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数	被害金額(判明しているもの)		件数	金額	国指定等	13件	11件	211,243千円	県指定	5件	5件	8,120千円	市町村指定	17件	—	—	その他	10件	—	—	合計	45件	16件	219,363千円	区分	被害文化財	被害状況	国指定等	後藤家住宅	土蔵、主屋の壁の剥落など	県指定	高田家住宅	建物の床変形、壁の崩落など	市町村指定	米子城跡	石垣の崩落、五輪塔の落下など	その他	長者ヶ平古墳	石室の側壁倒壊など
区分	件数			被害金額(判明しているもの)																																						
		件数	金額																																							
国指定等	13件	11件	211,243千円																																							
県指定	5件	5件	8,120千円																																							
市町村指定	17件	—	—																																							
その他	10件	—	—																																							
合計	45件	16件	219,363千円																																							
区分	被害文化財	被害状況																																								
国指定等	後藤家住宅	土蔵、主屋の壁の剥落など																																								
県指定	高田家住宅	建物の床変形、壁の崩落など																																								
市町村指定	米子城跡	石垣の崩落、五輪塔の落下など																																								
その他	長者ヶ平古墳	石室の側壁倒壊など																																								

#### 主な経過

期日	実施概要
10/8(日)	○県立博物館学芸員2名を大山町内の大山寺へ派遣し、被害状況調査を実施(大山寺より調査依頼あり)
10/10(日)	○文化課文化財主事2名を日野町へ派遣し、同町内の文化財の被害状況調査を実施(日野町から調査依頼あり)
10/13(金)	○文化庁調査官1名、文化課文化財主事1名が米子市(後藤家住宅)及び、大山町(門脇家住宅)の被害状況調査を実施 ○県立博物館学芸員2名を米子市の山陰歴史館へ派遣し、展示物及び収蔵資料の復旧等の援助を実施(米子市より応援依頼あり) ○県立博物館学芸員1名を西伯町の祐生出会いの館へ派遣し、収蔵資料の復旧等の援助を実施(西伯町より応援依頼あり)
10/18(水)	○文化課文化財主事1名を日野町へ派遣し、同町内の古墳の被害状況調査を実施(日野町より調査依頼あり)
10/26(木)	○文化課文化財主事1名を日野町、大山町へ派遣し、同町内の文化財の被害状況調査を実施(日野町、大山町より調査依頼あり)
10/28(土)	○文化課文化財主事1名を日野町へ派遣し、同町内の古墳の被害状況調査を実施(日野町より調査依頼あり)
10/30(月)	○県文化財保護審議会委員1名、文化課文化財主事1名を日野町の歴史民俗資料館へ派遣し、被害状況調査を実施(日野町より調査依頼あり)
10/31(火)	○文化課文化財主事1名を日野町、西伯町へ派遣し、同町内の天然記念物の被害状況調査を実施(日野町、西伯町より調査依頼あり)



#### 4 鳥取県西部地震後の心のケアについて

##### 主な対策等

地震による影響を受けた子どもたちの心のケアのため、県医師会、県臨床心理士会等の協力による心の健康相談窓口の開設や教職員の研修会の開催等に取り組んでいる。

項 目	実 施 概 要
保護者向けパンフレットの配布	配布期日：10月20日 内 容：「鳥取県西部地震に係る子どもの心の健康相談について」 ・子どもの心の健康チェックについて（こんなことはありませんか） ・相談窓口の紹介 配布対象：鳥取県西部地区保護者全員
「非常災害時における子どもの心のケア」（文部省資料）の配布	配布期日：10月25日 内 容：学校における子どもの心のケアのため、平成10年度に配布した冊子を追加で配布した。 配布対象：県下の小・中・高・盲・聾・養護学校
常駐相談の実施（日野中学校に設置）	実施期間：10月16日～11月7日（土・日・祝日を除く毎日16日間） 11月8日～12月22日（土・日・祝日を除く週2回） 内 容：臨床心理士を常駐派遣し、日野郡内の児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：86件 そ の 他：西伯郡内を対象に西伯プザで同様の相談対応（福祉保健部）
巡回相談の実施	実施期間：10月18日～11月2日 内 容：米子市及び境港市の心のケアが必要な児童のいる小学校9校を中心に臨床心理士が巡回し、児童生徒の心の健康相談を実施 実 績：54件
「心の健康相談窓口」の設置	実施機関：10月9日～3月31日 内 容：鳥取県西部地区のヘルスカウンセリングアドバイザー（精神科医・臨床心理士）5名による電話相談対応 実 績：13件
児童生徒の「心のケア」に関する研修会	実施期日：10月17日、19日、23日 実施場所：日野町立日野中学校、西伯町立西伯小学校、米子市明道公民館 対 象：小・中・高等学校の校長、養護教諭、教育相談担当等、心のケアを担当する教員の中から1名（鳥取県西部地区を中心） 参 加 者：90名
防災教育・災害時の心の健康に関する研修会	実施期日：11月8日 実施場所：淀江町中央公民館 対 象：小・中・高等学校の防災教育担当者・養護教諭・保健体育主事等から1名（鳥取県西部地区を中心） 参 加 者：142名

##### 児童生徒の様子及び対応状況

- 児童生徒の中に「余震に対して非常に不安がる子」「おしっこが近くなった子」「頭痛を訴えたりする子」「寝不足の子」などが見られた。
- 欠席児童生徒の把握及びその欠席理由を調査したり、出席者の健康観察などに努め、「心のケア」が必要な各学校へ臨床心理士を派遣し、対応に努めた。
- 教職員についても、「心のケアに関する研修会」や巡回相談等で直接臨床心理士が教職員と面談しながら、児童生徒の指導の在り方とともに教職員の「心のケア」を図った。
- 各学校においては、児童生徒の気分が高まっている状況もあったが、臨床心理士の指導により文化祭や学習発表会などの学校行事等に取り組ませることで、ストレスを発散させるように努めた。



## 主な経過

期 日	実 施 概 要
10 / 6 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校において、安全を確認した後、児童生徒を下校させた（必要に応じ職員が同伴）</li> <li>○けがをした児童生徒の手当と相談の実施</li> </ul>
10 / 7 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校において、職員が家庭訪問（避難所を含む）し、実態把握と子どもの心の健康に関する指導を実施</li> </ul>
10 / 8 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○把握した実態と状況に応じ、相談窓口の開設を県医師会へ依頼</li> <li>○専門家に対し学校への派遣を依頼</li> </ul>
10 / 9 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県が委嘱している「ヘルスカウンセリングアドバイザー」5名（西部地区の精神科医・臨床心理士）に心の健康相談窓口開設の依頼をし、電話または訪問による相談開始</li> <li>○スクールカウンセラーによる相談体制を整備し、児童生徒・教職員からの要請に対し、訪問、電話、FAX等による相談開始</li> </ul> <p>【文書事務連絡－各市町村教育委員会教育長、各県立学校長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県西部地震後における子どもの心のケアについて」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康相談窓口の開設</li> <li>・災害直後の心のケア</li> </ul> </li> </ul> <p>【文書依頼－各市町村教育委員会教育長、各県立学校長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県西部地震後の対応及び出欠状況等の調査について」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・出欠状況等の調査</li> <li>・鳥取県西部地震後の対応上の留意点</li> </ul> </li> </ul>
10 / 10 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒の実態把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の出欠状況把握と健康観察</li> <li>・欠席者への家庭訪問（避難所を含む）による実態把握</li> </ul> </li> <li>○子どもの心の健康相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等における心の健康に関する指導</li> <li>・養護教諭や教育相談員、担任等による健康相談</li> <li>・保護者との情報交換など、連携した取組</li> <li>・相談窓口の開設や専門家の派遣など、専門機関と連携した取組</li> </ul> </li> </ul> <p>【文書事務連絡－各市町村教育委員会教育長、各県立学校長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「スクールカウンセラーによる心の健康相談について」</li> <li>○「心の教室相談員による心の健康相談について」</li> </ul>
10 / 16 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床心理士を常駐派遣し、日野郡内の児童生徒の心の健康相談開始</li> </ul>
10 / 17 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨床心理士等の専門家を招いて、各学校の児童生徒に対する心のケアについて、教職員の研修会を実施（日野中学校） <ul style="list-style-type: none"> <li>10月19日（木）西伯町学校</li> <li>10月23日（月）米子市明道公民館 で実施</li> </ul> </li> <li>○西伯小学校に子どもの心の相談窓口の設置（福祉保健部）</li> </ul>
10 / 18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米子市、境港市の小学校を中心に、心の健康相談の巡回相談を開始</li> </ul>



## 5 そ の 他

### 主な対策等

地震による被災の支援策として、授業料の減免など、以下のような対策を講じた。

項 目	実 施 概 要
県立高等学校授業料の減免	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：「授業料減免の取扱いについて、通常の減免の開始時期は減免の決定月であるが、特例として、決定月に関わらず10月を減免開始月とする」(10/13)、「奨学金を受給していても減免出願を可能にする」(10/24) (いずれも各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：減免措置者80名(全免)、90名(半免)(3/27現在)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p>
高等学校定時制・通信制における教科書学習書の給与	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：就学が困難な生徒に対し、教科書等の給与を行う(10/10) (各県立高等学校へ通知)</p> <p>そ の 他：各高校を通じて申請を受付</p>
日本育英会奨学金の緊急採用	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：緊急に奨学金が必要と認められる大学生などに対し、奨学金の緊急採用を受け付ける(10/10 各県立高等学校へ通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：日本育英会鳥取県支部で申請を受付</p>
県育英奨学資金返還金の返還猶予	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県育英会奨学資金返還金の返還猶予を実施(10/23に該当する地域の現在返還中の奨学生に対し通知)</p> <p>実 績：申請者5名</p> <p>そ の 他：随時、猶予願いを受付</p>
県立高等学校事務職員の派遣	<p>実施期間：10月13日～</p> <p>内 容：県立高等学校の事務職員を被害状況調査等の補助として会見町へ派遣</p> <p>実 績：10/13(3名)、10/15(2名)、10/16(2名)派遣</p>
教職員及び生徒のボランティア活動の呼びかけ	<p>実施期間：10月9日</p> <p>内 容：教職員及び生徒がボランティア活動を行う際の連絡先や活動内容、ボランティア休暇制度などの情報提供(各県立学校へ通知)</p> <p>実 績：教員ボランティア休暇取得者(53名)</p> <p>他に休日を利用して活動した教職員、生徒多数あり</p>
県進学奨励資金の返還債務猶予及び年度中途の申請受付	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：県進学奨励資金の返還猶予申請の案内(10/16) (県西部の関係者へ通知)、県進学奨励資金の年度中途の貸与申請の受付(10/16) (県西部関係市町へ通知)</p> <p>実 績：猶予申請10件</p> <p>そ の 他：今後は、猶予申請書を審査し、適当と認められた時は、猶予の決定をし申請者にその旨を通知</p>
災害見舞金請求関係	<p>実施期間：10月6日～</p> <p>内 容：災害見舞金請求についての通知を全所属・学校へ送付(10/12) 災害見舞金請求についての通知を任意継続組合員へ送付(震度5弱以上に居住する者)(10/13)</p> <p>実 績：申請件数95件</p> <p>そ の 他：福利ととりに災害見舞金について記載(11月中旬)</p>